平成２５年（フ）第５７６号
東京都西東京市芝久保町１丁目15番６―502号
債務者　本村　弘子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７７号
東京都小平市花小金井４丁目13番11―303号
債務者　新井絵里香（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７０６号
東京都新宿区西落合１丁目１―１―202
債務者　佐藤　政孝
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７３５号
東京都大田区大森北５丁目15―８
債務者　平野　晴美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３８号
東京都足立区花畑４丁目13―９―106
債務者　出谷　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１号
東京都府中市清水が丘２丁目５番地の13グレース104
債務者　久保田博貞
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６６号
東京都清瀬市竹丘１丁目５番４―209号
債務者　吉田　亮介
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１０号
静岡県浜松市中区葵西５丁目１番31号
債務者　坂本　澄香
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
静岡県浜松市中区和合町220番地の199　パディ202号
債務者　山本　初彦
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９２８号
大阪市淀川区新高２丁目４番25―502号
債務者　井上　万里
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９５号
大阪市港区市岡１丁目20番15号　港アパート301号
債務者　早瀬　靖夫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１７９４１号
東京都板橋区高島平２丁目１番15号
破産者　株式会社アイデアル
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５５２号
東京都墨田区墨田３―13―１内田利夫方
破産者　加藤　晴彦
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８６号
茨城県水戸市南町２丁目４番41号
破産者　合名会社亀山晴光堂
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９６号
千葉県佐倉市上志津1673番地91　ハイホーム812号
破産者　佐藤ヨシ江
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８７号
千葉県茂原市東郷2091番地の２
破産者　有限会社富士見売店
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
千葉県茂原市本小轡342番地１
破産者　古賀　功治
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係